

令和7年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計32件（専決処分報告議案2件、予算議案4件・条例議案10件・一般議案5件・道路議案2件・人事議案9件）

≪専決処分報告議案≫

議案第91号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法等の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要があるため、令和7年3月31日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

- 1 二輪車の税率区分の見直し
 - ・ 総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とすることとするもの。
- 2 軽自動車税種別割の減免に係る手続規定の見直し
 - ・ 軽自動車税種別割の減免手続のうち、運転免許証を提示することとされている場合において、個人番号カードに記録された免許情報を確認する方法によることも可能とすることとするもの。
- 3 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置に係る手続規定の追加
 - ・ マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められる場合には、区分所有者からの申告書の提出がなくても固定資産税の減額措置を適用することができることとするもの。

（施行期日） 令和7年4月1日（2については公布の日）

議案第92号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・福祉局生活福祉部国保年金課）

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があるため、令和7年3月31日付けをもって専決処分したもの。

（内容）

- 1 課税限度額の改定
 - ・ 国民健康保険税の課税限度額について、次のとおり改めるもの。

	改正前	改正後
基礎課税額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	24万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	改正なし

- 2 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
 - ・ 国民健康保険税の被保険者均等割額の減額について、5割及び2割の減額対象となる

所得基準額を引き上げるもの。

(施行期日) 令和7年4月1日等

《予算議案》

議案第93号 令和7年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第94号 令和7年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第95号 令和7年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第96号 令和7年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第97号 さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会条例の制定について
(所管課所・都市戦略本部都市経営戦略部)

さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能の整備に係る事業者の選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能の整備に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市新庁舎整備に伴う民間機能整備事業者選定委員会を設置することとするもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、事業者の選定基準の策定及び事業者の選定について、審議することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会は、委員7人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

4 任期（第4条関係）

- ・ 委員の任期は、2の審議を終える日までの間とすることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第98号 さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課)

さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市脱炭素先行地域事業における脱炭素街区形成事業者選定委員会を設置することとするもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、事業者の選定基準の策定及び事業者の選定について、審議することとするもの。

3 組織

- (1) 委員会は、委員5人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は、2の審議を終える日までの間とすることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第99号 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 介護両立支援制度等の周知の強化等

- (1) 任命権者は、職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知及び意向確認を行わなくてはならないこととするもの。
- (2) 任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行わなくてはならないこととするもの。
- (3) 任命権者は、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施等の措置を講じなければならないこととするもの。

2 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

- (1) 任命権者は、職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。
- (2) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。

(施行期日) 1については公布の日、2については令和7年10月1日

議案第100号 さいたま市職員の育児休業等に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部人事課)

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(1) 部分休業制度の拡充に伴う関係規定の整備

ア 1日につき2時間を超えない範囲内で取得することができる部分休業（第1号部分休業）について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する

もの。

イ 法で新設された1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で取得する部分休業（第2号部分休業）の請求単位及び上限時間を定めるもの。

ウ 請求しようとする部分休業の内容の申出期間、部分休業の請求パターンの申出内容を変更することができる特別の事情等を定めるもの。

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置

ア 任命権者は、職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合、育児休業に関する制度等の個別の周知及び意向確認を行わなくてはならないこととするもの。

イ 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、研修の実施等の措置を講じなければならないこととするもの。

2 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ・ 部分休業について、第2号部分休業が新たに設けられたことを踏まえ、規定を整備するもの。

(施行期日) 令和7年10月1日

議案第101号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 公示送達の方法の見直しに係る規定の整備

- ・ 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとするもの。

2 特定親族特別控除の創設に係る規定の整備

- ・ 地方税法において、大学生年代の子等に係る新たな控除として特定親族特別控除が創設されたことに伴い、申告等に係る規定の整備を行うもの。

3 加熱式たばこの課税方式の見直し

- ・ 国のたばこ税の見直しに伴い、重量と価格によって紙巻たばこの本数に換算している課税方式について、当分の間、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻たばこ1本に換算する仕組みとするもの。

(施行期日) 公布の日等

議案第102号 さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 介護両立支援制度等の周知の強化等

- (1) 委員会は、教職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援

制度等の個別の周知及び意向確認を行わなくてはならないこととするもの。

(2) 委員会は、教職員が40歳に達した日の属する年度において、当該教職員に対し仕事と介護の両立支援制度等の情報提供を行わなくてはならないこととするもの。

(3) 委員会は、仕事と介護の両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、研修の実施等の措置を講じなければならないこととするもの。

2 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

(1) 委員会は、教職員が本人又はその配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。

(2) 委員会は、3歳に満たない子を養育する教職員に対する仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、個別の意向確認及び意向確認した事項への配慮を行わなくてはならないこととするもの。

(施行期日) 1については公布の日、2については令和7年10月1日

議案第103号 さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子育て未来部保育課)

さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者の選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

(1) さいたま市公立保育所の民間への移管に係る事業者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公立保育所民間移管に伴う運営事業者選定委員会を設置することとするもの。

(2) 委員会は、事業者の選定を行う保育所ごとに設置することとするもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、事業者の選定基準の策定及び事業者の選定について、審議することとするもの。

3 組織

(1) 委員会は、委員7人以内をもって組織することとするもの。

(2) 委員は、学識経験を有する者、市民代表者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は、2の審議が終える日までの間とすることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第104号 さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健衛生局保健部高等看護学院)

大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している大学等における修学の支援に関する法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 105 号 さいたま市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・スポーツ文化局文化部文化振興課)

令和 3 年 4 月 1 日に供用を休止したさいたま市民会館うらわについて、移転先での供用を開始するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ さいたま市民会館うらわに係る規定の追加
 - (1) 位置について、浦和区高砂 1 丁目 1000 番地とするもの。
 - (2) 利用時間について、午前 9 時から午後 10 時までとするもの。
 - (3) 施設等を引き続いて利用できる日数及び時間を定めるもの。
 - (4) 施設の利用料金を定めるもの。

(施行期日) 令和 9 年 4 月 1 日

議案第 106 号 さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・水道局業務部水道総務課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 給与の減額に係る規定の整備
- ・ 部分休業について、新たに 1 年につき 10 日相当の範囲内で勤務しないことができることとなったことを踏まえ、給与の減額の対象となる規定を整備するもの。

(施行期日) 令和 7 年 10 月 1 日

《一般議案》

議案第 107 号 東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事委託契約について

(所管課所・建設局土木部道路環境課)

(内容)

- 1 契約の目的
東北本線東大宮操車場駅構内見沼跨線道路橋補修工事
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
8 億 4,777 万 9,549 円
- 4 契約の相手方
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社

議案第 108 号 議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

令和 7 年 2 月議会において議決を得た大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したことに伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

1 契約の相手方

杉本・中村特定共同企業体

2 変更内容

	契約金額
変更前	6億2,209万7,300円
変更後	6億4,246万6,000円

議案第109号 権利の放棄について

(所管課所・大宮区役所区民生活部総務課)

市が相手方に対して有する旧大宮区役所の地下の一部に係る行政財産の目的外使用許可に伴う施設光熱水費等負担金を請求する権利について、消滅時効の期間が経過したこと等を踏まえ、当該権利を放棄するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 放棄する権利の内容 市が相手方に対して有する旧大宮区役所の地下の一部に係る行政財産の目的外使用許可に伴う施設光熱水費等負担金を請求する権利

2 相手方 有限会社司商事

代表取締役 庄司 悦子

議案第110号 町の区域を新たに画し及び変更することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま市丸ヶ崎土地区画整理事業の進捗に伴い、見沼区大字丸ヶ崎及び大字深作の各一部の区域に新たに「丸ヶ崎1丁目」及び「丸ヶ崎2丁目」を付すとともに、整備された道路境界に合わせて見沼区大字丸ヶ崎の一部の区域を「春野3丁目」に変更するため、議決を求めるもの。

議案第111号 町の区域を新たに画することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

土地区画整理事業の進捗に伴い、緑区大字大門及び緑区大字下野田の各一部の区域に新たに「大門1丁目」、「大門2丁目」、「大門3丁目」及び「大門4丁目」を付すため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第112号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	4路線
開 発	8路線
合 計	12路線

議案第113号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	5 路線
開 発	0 路線
合 計	5 路線

《 人事議案 》

議案第 1 1 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
黒木 光子	再任

議案第 1 1 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
杉山 弘政	再任

議案第 1 1 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
松村 澄子	再任

議案第 1 1 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
山中 ひとみ	再任

議案第 1 1 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
工藤 啓介	新任

議案第 1 1 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
西川 和利	新任

議案第 1 2 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
外園 倫生	新任

議案第 1 2 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
山崎 紳一	新任

議案第 1 2 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
渡邊 朋久	新任